

質問回答

平成 25 年 10 月 4 日

ルワンダ国持続的な地熱エネルギー開発推進のための電力開発計画策定支援プロジェクト

(公示日 : 平成 25 年 9 月 11 日 / 公示番号 : 4) について、業務指示書に関する質問と回答は以下のとおりです。

通番号	当該頁項目	質問	回答
1	P4「第 7 見積価格及び内訳書」	<ul style="list-style-type: none">・業務指示書 P4「第 7 見積価格及び内訳書」では、「契約全体が複数契約期間に分かれるため、各期間分及び全体分の見積りをそれぞれに作成してください。」となっています。・また、見積書作成ガイドライン P24「第 4 章見積書の作成について」では、「積算金額の全額に 5% を乗じた消費税を算出・加算して見積金額としてください」となっています。・10 月 1 日に、政府より平成 26 年 4 月 1 日から消費税率を 8% に引き上げる事が発表されましたが、それに伴い来年度及び全体分の見積りに加算する消費税率をどの様に適用すれば良いでしょうか。	消費税の取り扱いにつきましては、現在機構内で検討中でございます。見積り作成にあたっては、ガイドライン記載の通り、積算金額の全額に 5% を乗じた消費税を算出・加算して見積金額としてください。
2	P14「6.5.2 地熱ポテンシャル評価 5・6 項」 及び P28-29「3.4 現地再委託について」	・業務指示書には、物理探査の必要性に係るカウンターパートとの協議を行った上で、協議に基づく物理探査の計画・実施を行うとありますが、配布資料によればカウンターパートに不足している調査用資機材として、MT 調査機器や重力計などの物理探査用機器が示されています。	物理探査の実施において、機器の準備を含む探査全体を再委託により実施することを認めます。また、その実施については協議の上決定されるため、別見積りとすることと致します。但し、技術移転の要素を考慮し、実施コンサルタントが物理探査に一定期間以上同行し、カウンタ

	<ul style="list-style-type: none">・そのため、物理探査の実施においては探査機器の準備が必要ですが、機器の準備を含む探査全体を提案コンサルタント自身で実施するよりも、再委託により実施する方が経費の削減に繋がると考えられます。・従って、指示書では認められておりませんが、物理探査の現地作業について調査会社等への再委託をすることは認められませんかでしょうか。また、認められる場合には、物理探査の内容等はカウンターパートとの協議の上で決定されることから、再委託費用は別見積りとして提案させて頂きませんかでしょうか。	ーパートに対する技術移転を実施すること致します。
--	---	--------------------------

以上